

通 知
平成 29 年 2 月 24 日

津山市建設工事等入札参加資格登録業者 各位

津山市契約監理室長

今後の格付け・入札等について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととします。変更点等に充分ご留意のうえ、入札および入札参加資格申請を行ってください。

記

1. 格付け等について（市内業者）

平成 29 年度は格付け有効期間の中間の年であり、入札参加資格申請については、登録業種の追加を平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 29 年 4 月 20 日（木）の期間で行います。

その際、格付けに用いる経営事項審査の基準日は、「平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日まで」とします。詳しくは、津山市ホームページ（契約監理室のページ）でご確認ください。

また、中間年にあたり、市内業者については、提出が必要な書類があります。詳しくは別途通知「市内業者の中間年における提出書類等について（通知）」をご覧ください。

平成 28 年度に業種の追加を希望した業者及び平成 29 年度に新規申請から 3 年目となる業者については、格付けの申請が必要となります。

主観点における ISO 加算、防災協定又は消防団協力事業所に係る加算については、平成 30 年度格付け時から廃止します。

舗装工事格付について、平成 29 年中間年の入札参加格付申請時から機械保有審査要件の変更を行います、詳細については、平成 29 年度入札参加資格申請をご確認ください。

解体工事業の取扱いについて、建設業法等の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 1 日に施行され、「解体工事業」が業種区分に追加されました。このこととともない、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要となりましたが、施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事を営んでいる建設業者については、施行後 3 年間の経過措置期間（平成 31 年 5 月 31 日まで）は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。しかし、期間終了後は、解体工事業の施工には建設業の許可が必要となりますので、所定の手続きをしてください。

なお、津山市においては、平成 30 年の入札参加申請時から格付を行う予定です。

また、新たに解体工事業の許可及び経営審査を受けられた場合は届出てください（随時、受付けます）。

2. その他

契約規則について、下記新旧対照表（案）のとおり改正を行い、平成29年4月1日から施行する予定です。改正の要点は下記のとおりです。

- ・契約保証金の減免について定めた第35条中、第8号において、「公益法人」の取扱いが現行法令等に合致するよう規定を整理します。
- ・契約金額が増減した場合の契約保証金の取扱いについて定めた第36条について、ただし書きを改めます。
- ・契約の解除について定めた第41条について、受注者の破産管財人等により契約が解除された場合に対応するため、第3項に必要な内容を追加します。

契約規則の改正に伴い、工事・コンサルの各種契約書についても関係部分の改定を行います。契約日が平成29年4月1日以降の案件については、改定後の契約書を用いることとなりますのでご注意ください。

津山市契約規則新旧対照表（案）（改正関係部分のみ抜粋）

現行	改正後
<p>(契約保証金の減免)</p> <p>第35条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 国，地方公共団体その他の公法人(これらに準ずる者を含む。以下同じ。)又は公益法人と直接に契約するとき。</p>	<p>(契約保証金の減免)</p> <p>第35条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 国，地方公共団体その他の公法人(これらに準ずる者を含む。以下同じ。)，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づき公益目的事業を行うものとして行政庁の認定を受けた法人，又は津山市が出資する法人と直接に契約するとき。</p>
<p>(契約保証金の増減)</p> <p>第36条 市長は、契約内容の変更により、契約金額を増減したときは、その割合に従って契約保証金を増減する。ただし、契約金額の増減が1割（工事請負契約にあっては、3割）以内の場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>(契約保証金の増減)</p> <p>第36条 市長は、契約内容の変更により、契約金額を増減したときは、その割合に従って契約保証金を増減する。ただし、市長が特別の理由によりその必要がないと認めたときにあっては、この限りでない。</p>
<p>(契約の解除)</p> <p>第41条 市長は、契約人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な事由がなく契約人が契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約人が契約の締結又は履行に当たって</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第41条 市長は、契約人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な事由がなく契約人が契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約人が契約の締結又は履行に当たって</p>

不正の行為があったとき。

- (3) 契約人が死亡し、破産の宣告を受け、無能力者となり、失そうした等で契約義務の承継者のないとき。
- (4) 契約の履行に当たり、市長の指定する市職員(以下「監督員」という。)の指揮監督に従わないとき又は当該監督員の職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (5) 契約の相手方として著しく不適當であることが判明したとき。
- (6) 契約人が第 43 条の規定による解除権を行使する場合以外で契約の解除を申出たとき。
- (7) 前各号のほか、契約人がこの規則又は契約事項に違反し、契約の目的を達せられないと認めたととき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約人及び契約保証人に損害があっても、市長はその補償の責めを負わない。

3 契約人は、第 1 項の規定により契約を解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 を市長の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、契約の解除の事由等により、市長が当該違約金の徴収を要しないと認める場合は、この限りでない。

不正の行為があったとき。

- (3) 契約人が死亡し、破産の宣告を受け、無能力者となり、失そうした等で契約義務の承継者のないとき。
- (4) 契約の履行に当たり、市長の指定する市職員(以下「監督員」という。)の指揮監督に従わないとき又は当該監督員の職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (5) 契約の相手方として著しく不適當であることが判明したとき。
- (6) 契約人が第 43 条の規定による解除権を行使する場合以外で契約の解除を申出たとき。
- (7) 前各号のほか、契約人がこの規則又は契約事項に違反し、契約の目的を達せられないと認めたととき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約人及び契約保証人に損害があっても、市長はその補償の責めを負わない。

3 契約人は、第 1 項の規定により契約を解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 を市長の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、契約の解除の事由等により、市長が当該違約金の徴収を要しないと認める場合は、この限りでない。なお、次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、第 1 項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等